◇**電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二四四号）
（経済産業省）
一　関係政令の一部改正関係
次に掲げる政令の規定において、広域的運営推進機関を追加することとした。（第二条～第一〇条関係）
1　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四
2　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇
3　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項
4　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号及び第四三条第六項第五号
5　独立行政法人等登記令（昭和三九年政令第二八号）別表
6　行政手続法施行令（平成六年政令第二六五号）第一条
7　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成一五年政令第二七号）第一条
8　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条
9　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条
二　電気事業法施行令（昭和四〇年政令第二〇六号）の一部改正関係
電気事業法の一部を改正する法律（平成二五年法律第七四号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）
三　施行期日
この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二四五号）（金融庁）
金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二六年一二月一日とすることとした。

◇**金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二四六号）（金融庁）
一　金融商品取引法施行令の一部改正関係
投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）における新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得禁止の緩和を踏まえ、金融商品取引法改正により、投資証券である上場等株券等の発行者が行うその売買に関する規制の導入等所要の措置が講じられたことに伴い、必要な事項を定めることとした。（金融商品取引法施行令第一条の四、第一条の七、第一条の八の四、第二条の一、二の三、第二条の一二の四、第四条の三、第四条の九、第六条、第九条の二、第一二条、第一三条、第一四条、第一四条の三の二、第一四条の三の七、第一四条の三の一三、第一四条の四、第一四条の五の二、第二六条の七、第三一条、第三二条、第三三条、第三三条の四の二、第三三条の五及び第三三条の五の二関係）
二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正関係
1　投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化に伴う所要の規定の整備
投信法改正により、新投資口予約権に係る制度が創設され、及び自己投資口の取得禁止が緩和されたことに伴い、自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする特定資産の内容として不動産等を定める等、所要の規定の整備を行うこととした。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第一条、第六四条の二、第六九条、第六九条の二、第七七条の二～第七七条の七、第百条の二及び第百二条の二関係）
2　金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外
機関投資家向けの委託者指図型投資信託の設定・償還につき、有価証券等のうち時価評価が容易なものを用いる場合には、受益者保護に欠けるおそれが少ないことから、現物設定・現物償還を認めることとした。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第一二条関係）
3　投資法人による他法人株式の過半取得禁止の例外
投信法改正により、投資法人が行うことを禁止されている他法人の株式の過半取得に関し、外国の法令の規定その他の制限により当該国における不動産取引を行うことができない場合に限り、海外不動産を保有する法人の株式の過半取得を容認することとされた。これに伴い、過半取得が認められる場合について定めることとした。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第九八条の二、第百一六条の二及び第百二二条の二関係）
三　社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正関係
社債、株式等の振替に関する法律改正により、投資信託の併合に係る記録手続及び新投資口予約権の振替に係る制度が創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（社債、株式等の振替に関する法律施行令第二四条及び第六五条の二関係）
四　その他関係政令の一部改正関係
商品先物取引法施行令、租税特別措置法施行令、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令、確定拠出年金施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令について、所要の規定の整備を行うこととした。
五　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一二月一日）から施行することとした。

◇**予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四七号）（厚生労働省）
1　定期の予防接種を行うA類疾病として水痘を定めるとともに、その対象者を生後一二月から生後三六月に至るまでの間にある者とすることとした。（本則関係）
2　定期の予防接種を行うB類疾病として高齢者の肺炎球菌感染症を定めるとともに、その対象者を六五歳の者及び六〇歳以上六五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものとすることとした。（本則関係）
3　この政令の施行の日から平成二七年三月三一日までの間、水痘の定期の予防接種の対象者を生後一二月から生後六〇月に至るまでの間にある者とするとともに、高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者を平成二六年三月三一日において一〇〇歳以上の者及び同年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に六五歳、七〇歳、七五歳、八〇歳、八五歳、九〇歳、九五歳又は一〇〇歳となる者とすることとした。（附則第二項関係）
4　平成二七年四月一日から平成三一年三月三一日までの間、高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者を六五歳、七〇歳、七五歳、八〇歳、八五歳、九〇歳、九五歳又は一〇〇歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とすることとした。（附則第三項関係）
5　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇**麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第二四八号）（厚生労働省）
1　キノリン－八－イル＝一－（五－フルオロペンチル）－一Ｈ－インドール－三－カルボキシラート及びその塩類を麻薬に指定することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。